

使用料・手数料見直しに係る基本方針

目次

	ページ
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 検討の過程・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 見直しの手順・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4 原価計算・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5 受益者負担の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6 近隣市との比較・・・・・・・・・・・・・・・・	4
7 改定の激変緩和・・・・・・・・・・・・・・・・	4
8 税制改正への対応・・・・・・・・・・・・・・・・	5
9 今後の見直しの時期・・・・・・・・・・・・・・・・	5
10 今後、整理が必要な項目・・・・・・・・・・・・・・・・	5
資料編・・・・・・・・・・・・・・・・	7

はじめに

東大和市では、東大和市第4次行政改革大綱推進計画（平成24年度～28年度）において、財政健全化の推進を目的とした使用料・手数料等に係る歳入の確保を図るための取組項目として

- 「下水道使用料の定期的な見直し」
- 「国民健康保険税の定期的な見直し」
- 「保育料の定期的な見直し」
- 「学童保育所育成料の定期的な見直し」
- 「その他使用料・手数料の定期的な見直し」

を掲げています。

このうち、「その他使用料・手数料の定期的な見直し」については、事業コストを踏まえた適正な水準を維持するために会議を設置のうえ、3年ごとに見直しを行い、その結果を公表することとしています。

この取り組みに基づき実施しました平成24年度の見直しの際、使用料・手数料の見直しの基礎となる原価の算定方法等の統一的な基準や基本的な考え方が整理されていないことが課題となりました。

こうしたことから、前回の見直しから3年後となる平成27年度の見直しを実施するにあたり「東大和市使用料・手数料等検討委員会」を設置し、本基本方針を策定することといたしました。引き続き、使用料・手数料について、適正な水準を維持していくため、今後の見直しについては、この方針に基づいて行うものとします。

1 基本的な考え方

使用料・手数料とは、行政が行うサービスのうち特定の人利益を受けるものについて、応分の対価をいただくものです。これは、サービスを受ける人と受けない人との公平性を考慮したものです。

また、行政のサービスは、市民がそのサービスを受ける行政を選ぶことが出来ない場合が多いことを考慮し、近隣市の使用料・手数料と比較する必要があります。

さらに、見直しによる改定が、市民にとって急激な負担増とならないよう配慮すべく、一定の上限を定める必要があります。

このようなことから、以下の3つについて**総合的に**判断し、使用料・手数料の見直しを行っていきます。

・受益者負担の適正化

・近隣市との比較

・改定時の激変緩和

なお、法令等に別途定めがあるものについては、その改定を踏まえて見直しを行い、また、市の政策により、別に検討組織があるものについては、当該検討組織での検討結果を踏まえ、見直しを行うものとします。

2 検討の過程

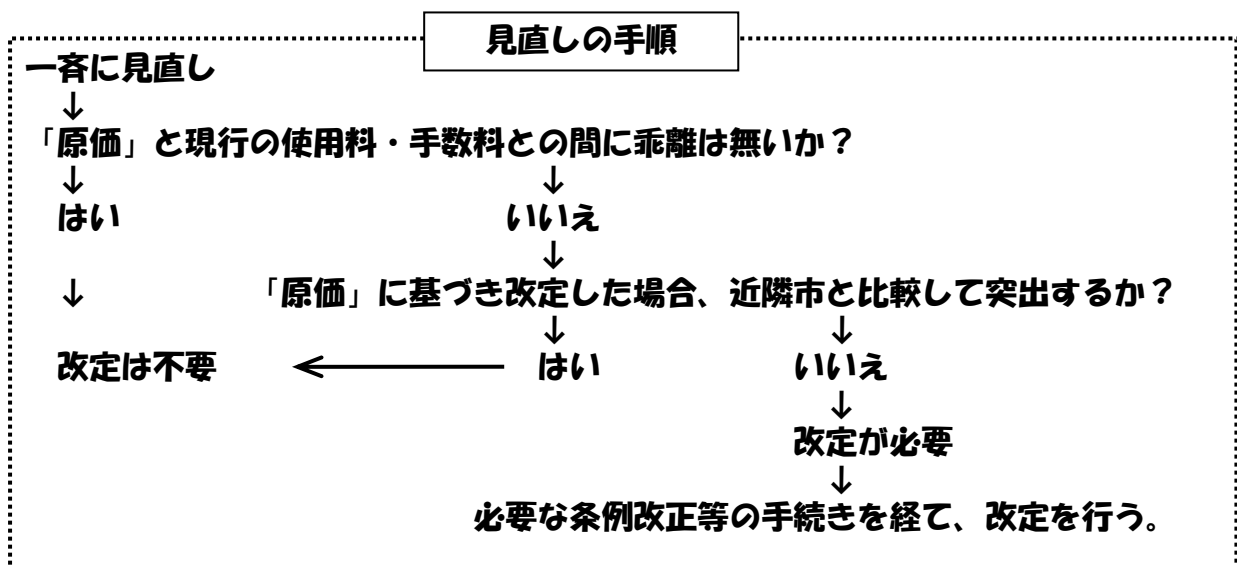
本基本方針の策定にあたっては、次のように検討を行いました。

- ① 使用料・手数料の算定の基礎となる原価計算表について、平成 24 年度に活用した原価計算表を見直しました。
- ② 原価計算表から算出する原価に対し、どの程度受益者負担を求めることが適正か検討を行いました。
- ③ 東大和市の使用料・手数料の額が、近隣市と比較し突出しないよう配慮することについて検討を行いました。

3 見直しの手順

前記2の検討を踏まえ、今後、使用料・手数料の見直しは、次の手順で取り組むこととします。

- ① 使用料・手数料の算定の基礎となる原価計算を行います。原価計算にあたっては、共通の原価計算表を使用し、統一した考え方で行います。
- ② 原価計算表により算出された原価と、見直し前の使用料・手数料を比較します。
- ③ ②の結果、原価と見直し前の使用料・手数料との乖離が大きく、かつ、原価を基準として使用料・手数料を改定したとしても、近隣市と比較して突出しないと判断される場合には、激変緩和に配慮した使用料・手数料を設定し、改定の手続きを行います。



4 原価計算

原価計算では、市は合理的、効率的な方法でサービスの提供ができるよう原価を減らす努力をした上で、そのサービスを提供するために要する費用を算出します。

原価計算の対象とする経費は、サービスを提供するために要する費用のうち、人件費と経常的な維持管理経費とし、施設の減価償却費や大規模改修などの資本的経費に係る費用は対象から除くこととします。

①使用料の原価計算

使用料は、市の施設内の部屋の使用料や市民農園等の使用料がこれにあたります。

原価計算にあたっては、施設の維持管理費等の経費を前年度の決算数値に基づき算出します。なお、施設の維持管理費等の経費については、施設毎に差が出てくるものが考えられますが、同種の施設で同規模の広さの部屋であれば、使用料に差が生じないよう、各施設の原価の平均から使用料の原価を算出します。

<使用料原価計算の対象とする主な維持管理経費>

人件費	人件費決算額を職員数と年間総勤務時間数で除したものを平均時間単価とし、施設貸出等に要する時間から算出
需用費	光熱水費、燃料費、修繕料
役務費	保険料
委託料	施設管理委託料、清掃委託料、保守点検委託料
使用料及び賃借料	土地使用料
その他	備品購入費

◆特定の利用者が一定の時間、施設の全部又は一部を占有する場合

原価＝人件費＋年間維持管理経費（人件費を除く）÷総面積÷年間利用可能時間×貸出面積×貸出時間

◆特定の利用者が年間を通し、施設の一部を占有する場合（市民農園）

原価＝人件費＋年間維持管理経費（人件費を除く）÷総区画数

◆特定多数の利用者が一定の時間、施設の全部又は一部を共用する場合（プラネタリウム等）

原価＝人件費＋年間維持管理経費（人件費を除く）÷年間（目標）利用者数

②手数料の原価計算

手数料は、住民票の写しや課税証明書等の発行手数料などがこれにあたります。

原価計算にあたっては、証明書等の発行に必要な経費を前年度の決算数値に基づき算出します。

<手数料原価計算の対象とする主な経費>

人件費	人件費決算額を職員数と年間総勤務時間数で除したものを平均時間単価とし、証明書の発行等に要する時間から算出
需用費	証明書用紙代
委託料	レジスター等の保守点検委託
使用料及び賃借料	オンラインやシステムの使用料
その他	負担金

原価＝人件費＋年間経費（人件費を除く）÷年間処理件数

③算出した原価と見直し前の使用料・手数料の比較

使用料・手数料の適正な水準を維持するためには、算出した原価と見直し前の使用料・手数料を比較し、その乖離を是正する改定を行う必要があります。

しかしながら、ごく僅かな乖離に基づき頻繁に改定を行うことや、大きな乖離が生じるまで改定を見合わせ、後に大幅な改定を行うことは、いずれも好ましいことではありません。

こうしたことから、本基本方針においては、目安として、算出した原価と見直し前の使用料・手数料を比較し、概ね10%以上の乖離が生じている場合には、見直しの手順に従い検討を進め、改定の要否を判断します。

例)

見直し前の手数料	200円	原価計算の結果	260円
原価反映割合	$200円 \div 260円 = 76.9\%$ ⇨ 乖離が生じている		
見直し前の手数料	300円	原価計算の結果	320円
原価反映割合	$300円 \div 320円 = 93.8\%$ ⇨ 概ね適正な水準		

5 受益者負担の適正化

行政サービスの提供に係る経費については、その多くが税金によって賄われています。このことを前提として、特定の人だけが利用する行政サービスに着目した場合、当該サービスに要する経費を全額税金で賄うことは、サービスを利用する人と利用しない人との間で公平性が保てなくなります。

このことから、サービスを利用した人（受益者）に、受益応分の対価として、当該サービスの提供に要する経費（原価）に応じた適正な使用料・手数料をご負担いただき、受益者負担の適正化を図ります。

具体的には、使用料・手数料については、「4 原価計算」により算定した原価の全額を受益者負担とすることを原則とします。

ただし、市の政策として、利用者増を図る目的等で原価より低額の使用料・手数料を設定することも考えられます。

6 近隣市との比較

手数料の対象となるものについては、他市でサービスの提供を受けられないものがほとんどで、市民に選択する余地がないことから、近隣市の手数料を把握した上で比較し、突出しないよう配慮することとします。

一方、使用料は、使用する施設の規模や機能及び立地条件等の様々な違いがあり、一律に比較できないものの、同様の趣旨から、近隣市の使用料を把握し、大幅な差異が生じないように配慮します。

7 改定の激変緩和

算出した原価と見直し前の使用料・手数料を比較し、概ね10%程度以上の乖離が生じており、また、原価を基準として使用料・手数料を改定したとしても、近隣市と比較して突出しない場合には、改定が必要と判断します。

ただし、使用料・手数料の改定は、それが大幅な値上げであれば利用者負担が急激に増

加することから、目安となる上限を設定することとしました。近隣市においては、見直し前の使用料・手数料と比較し、1.5倍や2倍を上限として設定している例が多いことを踏まえ、本基本方針においては、概ね1.5倍を超えないように配慮することとしますが、原価と比較し、見直し前の使用料・手数料が著しく低額である場合には、市民生活への影響を考慮しながら、より適正な額へ近づけるため、上限を超えて改定する場合があります。

例1)

見直し前の手数料 200円
原価計算結果 **350円** ⇨ 見直し前の手数料と原価との乖離が大きい
近隣市との比較 近隣市は、300円～400円 ⇨ 突出しないか確認
改定上限額 200円×1.5倍=300円 ⇨ 超えないように配慮
改定額 **300円**

例2)

見直し前の手数料 300円
原価計算結果 **350円** ⇨ 見直し前の手数料と原価との乖離が大きい
近隣市との比較 近隣市は、300円～400円 ⇨ 突出しないか確認
改定上限額 300円×1.5倍=450円 ⇨ 超えないように配慮
改定額 **350円**

8 税制改正への対応

消費税率の引上げ等により、原価に影響が生じる場合には、これを適正に反映します。なお、使用料・手数料の見直し後に予定されている税制改正への対応については、次回見直し時に行うこととします。

9 今後の見直しの時期

使用料・手数料について、第4次行政改革大綱では、その計画期間内で3年ごとに見直すものとしています。第4次行政改革大綱の計画期間は、平成28年度で終了しますが、終了後も原価を踏まえた適正な水準を維持するため、使用料・手数料については定期的な見直しを行うものとしています。ただし、他の法令等に準拠している場合は、その改定期間に合わせるものとしています。また、本基本方針は、必要に応じて改定するものとしています。

10 今後、整理が必要な項目

下記の項目については、今後、整理していく必要があると思われることから、次期の見直しに向けて引き続き検討していくこととします。

なお、判断材料を要する項目については、それらが整った後、総合的に勘案のうえ、速やかに検討していくこととします。

①施設の利用に伴う受益者負担の考え方

施設の利用に伴う使用料の設定については、現在さまざまな形態が存在することから、これまで使用料を徴収していなかった「施設の設置目的に沿った利用」に伴う使用料や、その他の減額・免除のあり方など、総合的な検討が必要と考えます。

※ 今後の検討の際、判断材料として参考にするもの

- (仮称) 公共施設等総合管理計画・・・公共施設の老朽化対策として、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことを目的に策定に向けた検討をしています。
- 公の施設の管理運営のあり方検討委員会・・・公の施設への指定管理者制度の導入の適否等の検討をしています。
- 市民意識調査結果(平成27年2月実施)

②施設使用料の原価計算のあり方の検討

近隣市では、受益者負担の観点から、施設使用料の原価計算において、施設の減価償却費等の資本的経費を算入している例が見られます。

こうした状況を踏まえ、原価計算に算入した場合の影響を検証しながら、そもそも施設の減価償却費等の資本的経費を原価ととらえるべきかということを含めた施設使用料の原価計算のあり方の検討が必要と考えます。

※ 今後の検討の際、判断材料として参考にするもの

- 施設の固定資産台帳

③その他

これまで使用料・手数料の対象としていなかったサービスの中にも、経費の大部分を公費で負担している特定の方に対するサービスや、今後、予定されている住民票の写し等のコンビニエンスストアでの交付など、新たに提供を開始するサービスがあります。今後、これらについては、本基本方針を踏まえ、使用料・手数料のあり方を検討することが必要です。

◆◆ 資料編 ◆◆

＜使用料・手数料の根拠＞

1 地方自治法

第225条

普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（第238条の4第7項）行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

第227条

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第228条

分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 東大和市手数料条例

3 使用料については、各施設に関する条例に規定されています。

＜本基本方針に基づいて定期的に見直しを行う使用料＞

集会所使用料
老人福祉施設使用料
市民農園使用料
学習等供用施設使用料
郷土博物館観覧料
公民館使用料
小中学校施設使用料

※指定管理者により管理及び運営されている施設の利用料金は、指定管理者の収入になります。この利用料金については、施設に係る条例で定められた額を上限として、指定管理者が市（教育委員会）の承認を得て定めるものです。したがって市（教育委員会）は、この上限額の見直しを行うこととなります。

【指定管理者運営施設】

市民体育施設：市民体育館、市民プール、桜が丘市民広場、上仲原公園野球場、 上仲原公園テニスコート
市民会館

<本基本方針によらず見直しを行う使用料>

他の法令等に定めがあるもの及び準用している使用料等

東大和市道路占用料等徴収条例を根拠としているもの（東京都道路占用料等徴収条例に準拠）	
道路占用料	（例）電柱、電源柱、公衆電話、郵便ポスト
特定公共物占用料	（例）認定外道路に設置する電柱等
東大和市都市公園条例を根拠としているもの（東京都立公園条例に準拠）	
公園占用料、公園使用料	
東大和市行政財産使用料条例を根拠としているもの	
行政財産の目的外使用	（例）広告モニターの設置、自動販売機の設置
東大和市営住宅条例を根拠としているもの（公営住宅法施行令による算定方法）	
市営住宅使用料	
東大和市高齢者住宅条例を根拠としているもの（公営住宅法施行令による算定方法）	
高齢者住宅使用料	

<本基本方針に基づいて定期的に見直しを行う手数料>

手数料条例を根拠としているもの	
住民票の写しの交付	除かれた住民票の写しの交付
戸籍の附票の写しの交付	除かれた戸籍の附票の写しの交付
住民票に記載した事項に関する証明	住民基本台帳の閲覧
住民基本台帳カードの交付又は再交付	印鑑登録証の交付又は引替交付
印鑑登録に関する証明	身分に関する証明
土地又は家屋に関する証明	納税に関する証明
課税及び公課に関する証明	固定資産課税台帳に記載されている事項の証明
土地台帳又は家屋台帳の閲覧	
固定資産課税台帳の閲覧	公函の写しの閲覧
犬の登録及び鑑札の交付	狂犬病予防注射済票の交付
犬の鑑札の再交付	狂犬病予防注射済票の再交付
住宅用家屋の証明	
その他の各種証明（他の法令等に定めがあるもの及び準用しているものを除く）	
その他公簿又は公文図書の閲覧	

廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例を根拠としているもの
ごみ処理手数料
し尿処理手数料
許可等申請手数料（一般廃棄物収集運搬業及び処分業に係るもの）
自転車等放置防止等に関する条例を根拠としているもの
放置自転車等撤去手数料

※ただし、上記手数料の項目について、検討組織を設置した場合には、検討組織での検討を踏まえ、改定するものとします。

＜本基本方針によらず見直しを行う手数料＞

他の法令等に定めがあるもの及び準用しているもの

地方公共団体の手数料の標準に関する政令
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の全部事項証明書、個人事項証明書若しくは一部事項証明書の交付
戸籍に記載した事項に関する証明
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明
届出若しくは申請の受理の証明又は届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明
上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明
戸籍等に関する届書その他市長の受理した書類の閲覧
臨時運行の許可
東京都都市整備局関係手数料条例に準じているもの
優良宅地造成の認定
優良住宅新築の認定
良質住宅新築の認定
東京都屋外広告物条例に基づく屋外広告物等の表示又は設置の許可
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に基づく工場の設置又は変更の認可

使用料・手数料見直しに係る基本方針

平成27年6月 発行

編集・発行 東大和市 企画財政部 行政管理課
東大和市中心3丁目930番地
電 話 042(563)2111 内線1441